

令和6年生駒市農業委員会3回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局

会議開催日時 令和6年3月13日(水)午後6時00分

会議開催場所 市役所 大会議室

出席者 会長 10番 中井 啓二

農業委員会委員

1番 山角 ひろ子 2番 奥野 通孝

3番 田中 良治 4番 稲葉 健三

5番 今井 正徳 6番 岩前 利典

7番 松尾 克巳 8番 岡田 啓秀

9番 有山 富士美

農地利用最適化推進委員

辻 英雄 影林 則昭

池田 典夫 池谷 初英

前田 隆男 棚田 秀治

谷野 諭

説明者 事務局 局長 植島 秀史 補佐 吉岡 浩 補佐 坂本 親徳

主幹 有山 清隆 主査 田所 智

傍聴者 0名

---

議事次第

審議事項

1. 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
2. 特定農地貸付けの承認申請について
3. 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
4. 令和6年度最適化活動の目標の設定等について
5. 生駒市農業委員会規則の一部を改正する規則の制定について

報告事項

1. 農地法第3条の3の規定による受理通知について
2. 農地法第4条第1項第8号の規定による受理通知について
3. 農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知について

4. 農地法第18条第6項の規定による受理通知について
5. 農地の転用事実に関する照会について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び位置図
- 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)
- 令和6年度最適化活動の目標の設定等(案)
- 経営所得安定対策と米政策(パンフ)

○補佐 出席者数による会議の成立を確認

傍聴人 0 名

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中井啓二会長に議事進行を依頼

○議長 開会宣言

議事録署名について、議長である私(10番 中井会長)と8番 岡田委員、9番 有山委員に  
お願いしたい。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の説明を事務局に依頼

○主幹 〔議案読み上げ〕

農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や、賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場合、農業委員会の許可が必要であることから、申請が出てきたものである。

No.1の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(1)で、近鉄生駒線萩の台駅より北西へ約200mのところ  
に位置する小瀬町地内の農地1筆

申請理由について

本申請について、本農地の譲渡人・譲受人は親子である。現在同住所地にて親子でお  
住まいであり、父親が高齢になり、今のうちに少しずつ生前贈与を行う事となった模様である。  
本農地では季節野菜を作付けされている。

要件について

耕作に必要な農機具等については家族で所有されている。

現地調査について

今月6日に会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で  
現地調査を行っている。

以上のことから、これらの申請については、農地法第3条2項の許可要件は満たしており、  
許可相当と考えられる。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第1号について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 今現在も野菜を作付けされており、問題はないと思う。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言

議案第2号「特定農地貸付けの承認申請について」の説明を事務局に依頼

○主幹 〔議案読み上げ〕

この件については、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第1項の規定に基づき申請されたものである。生駒市では遊休農地対策の一環として、この法律に基づく特定農地の貸付を行っており、この手続きを行う場合、農業委員会の承認を求められているため、本申請が提出されたものである。なお、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に基づく申請を行った場合、「農地法」上の手続きは不要となる。

No.1、2の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(2)で、人権文化センターの北約150mのところ position する、小平尾町地内の農地2筆

申請理由について

使用貸人は、現在京都市にお住まいであり、本農地は父親が耕作されている。この小平尾町の農地は、昨年12月にその農地の一部を農地造成申請され同12月に完了届が出されており、果樹等を作付けされている。今回はその残りの部分(造成地以外の部分)と、道を挟んで西側に所有する農地を特定農地として貸し出すことになった次第である。

現地調査について

今月6日に会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、特に問題はなかった。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第2号について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 地図の色の濃い部分が盛土申請のあったところで、これは完了していた。盛土と残りの部分には少し段差があるがスロープを付ける予定だと聞いており、貸付には特に問題はないかと思う。盛土の部分も今既にミカンや柿などを植えていたので問題はないかと思う。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

議案第2号「特定農地貸付けの承認申請について」の承認を宣言

○議長 議案第3号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」及び議案第4号「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」の説明を事務局に依頼

○主査 〔議案読み上げ〕

議案第3号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を説明

○主幹 〔議案読み上げ〕

議案第4号「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」を説明

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

議案第3号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」及び議案第4号「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」の承認を宣言

議案第5号「生駒市農業委員会規則の一部を改正する規則の制定について」の説明を事務局に依頼

○補佐 〔議案読み上げ〕

議案第5号「生駒市農業委員会規則の一部を改正する規則の制定について」を説明

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

議案第5号「生駒市農業委員会規則の一部を改正する規則の制定について」の承認を宣言

報告第1号 「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

報告第2号 「農地法第4条第1項第8号の規定による受理通知について」

報告第3号 「農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知について」

報告第4号 「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

報告第5号 「農地の転用事実に関する照会について」

を、事務局に一括して説明を依頼

報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

○主査 〔報告読み上げ〕

概要説明

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得だが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのものである。

No.1からNo.13、No.15からNo.37、No.39からNo.55、No.57からNo.74は相続により所有権を、No.14、No.38、No.56は相続により賃借権を取得された農地について届出されたものである。なお、No.14については地目が山林となっているが、山林の一部を開墾して農地として利用をはじめ、その農地も含め賃貸借契約をしたため農家台帳にも記載しており、報告した次第である。

報告第2号 「農地法第4条第1項第8号の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第4条第1項第8号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたものであり、権利の設定、移転が伴わない農地転用である。

No.1～No.6の申請地は、地図番号(3)で、奈良先端科学技術大学院大学の西約70mのところに位置する高山町地内の農地についてである。No.1からNo.4は青空駐車場及び水路、No.5及びNo.6は青空駐車場を目的として、農地転用の届出がされたものである。

報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第5条第1項第7号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたもので、権利の設定、移転が伴う農地転用である。

No.1～No.4については地図番号(4)で、近鉄生駒線萩の台駅の北東約300mのところに位置する萩の台地内の農地であり、住宅用地を目的として、農地転用の届出がされたものである。

No.5については地図番号(5)で、第二阪奈有料道路壱分ランプ交差点の北西側に位置する壱分町地内の農地であり、古紙回収ボックス用地を目的として、農地転用の届出がされたものである。

報告第4号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

本報告は、過去に交わされていた農地の賃貸借契約が、双方合意の上、解約されたという通知を受け、受理したことを報告しているものである。

報告第5号「農地の転用事実に関する照会について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案である。

No.1は数十年前から山林化した農地である。No.3については、平成4年に農地法第4条の届出がなされており、No.4についてはNo.3の隣に位置し、同時期から現在の用途で利用されていたものである。No.2については令和2年まで生産緑地の指定を受けていた農地であり、当該地は法面部分だが、耕作されている部分と一体的なものであるため、地目変更は認められないと判断し、農地として回答した。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 報告第2号だが、転用目的が青空駐車場ということだが面積が広いがどういふところを駐車場にするのか教えて欲しい。駅も近くにないし、大きな会社があるわけでもないの、どういふかたちの駐車場にされるのか知りたい。

- 主査 広い面積を駐車場として使われるが、その多くはトラックを止める予定である。トラックが35台、普通自動車は23台とめられるような配置になっている。この土地はイノシシが出没し、農作物の収穫が難しい、また後継者もいないということもあり、今般申請が出てきた次第である。
- 委員 報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による受理通知」とあるが、先ほど新旧対比表で見たら農地法第4条第1項第7号ではないのか。それと、報告第3号の「農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知」も第7号が第6号ではないのか。
- 補佐 現在のところは「農地法第4条第1項第8号の規定による受理通知」と「農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知」というかたちで内部の決裁もしているため今回はこのようなかたちで報告をしている。ただ、先ほどの農業委員会規則の変更ということで、法律に合わせて変更していくのは、4月1日以降になる。次の委員会で報告案件があったら変えて報告させていただく。
- 委員 報告第1号で届出人の方が生駒市内ではない方がおられるが、その方が耕作されるということではなく相続人としてのことだと思うが、農業委員会としては所有権が変わるということだけで誰が耕作されるかまでは関知しないということか。
- 補佐 農地法第3条の3は届出を出していただくという主旨については、相続された後の耕作についての相談を受けて場合によってはアドバイスをしている。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認  
[「なし」の声あり]
- 議長 「農地集積集約に係る情報交換」について事務局に依頼
- 補佐 生駒市長より「生産緑地の取得の斡旋について」の依頼文が届いている。2月8日付けにて生産緑地法第10条の規定により買取申請があった。なお記載のとおり、該当者があった場合は、3カ月以内に所有権移転が必要となるため、3条許可申請を今月3月中に申請していただく形となる。流れとしては、3条許可申請書を3月中に不備なく提出していただき、4月定例会に審議・承認許可、5月7日までに所有権移転登記となる。2ページ目には、場所・面積・買取希望価格。3、4ページ目には、位置図が添付されている。
- 補佐 北地区へ目標地図作成のためのアンケートを発送した件について報告  
12月27日に市内、市外合わせて1416件送付  
本日までに郵送での回答650件、インターネットでの回答61件  
約50%の回答率
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
- 議長 「その他」について事務局に依頼
- 主幹 令和6年度 経営所得安定対策と米政策(パンフ)について説明
- 主査 3月3日に開催した農園見学会について報告
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
- 委員 令和6年度 経営所得安定対策と米政策にのっているWCS用の稲とは何のことか。
- 局長 ホールクローブサイレージといい、牧草を丸めて家畜用に保存することで、それを生産された場合に補助対象となる。

- 委員 家畜用なのか。米を刈った後に丸めているものことか。
- 局長 青田刈りでする場合が多い。
- 委員 地域計画の会合に来られる人数は、市役所、県、農協含めて人数が多いような話を聞いたが、傍示の集会所は駐車スペースが狭い。軽自動車でも5台ほどしか停めれないため、できるだけ乗り合わせて来てほしい。
- 補佐 県の職員とは相談していて、一度役所に集まり1台で行く予定である。
- 委員 先日、とある農業法人から連絡を受け、今は高山で野菜作りをしているが、もう一か所増やしたいと相談を受けた。南田原町周辺で貸してもらえる農地を探してほしいという事を言われたが、そういう事は無理なのか。
- 主幹 相談を受けた時に、目標地図の中で南田原の使用貸借や賃貸借で貸してもいいという地図は作っている。
- 議長 場所があるということか。
- 主幹 アンケートの結果でいくと、賃貸借や使用貸借などが可能な農地はある。実際動くとなれば所有者との話もしていかないといけない。
- 議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼
- 補佐 次回の日程について
- 定例会 令和6年4月12日(金)午後2時 401・402会議室
- 現地調査 令和6年4月8日(月)
- 4月5日(金)までに同行いただく委員に連絡する。
- 議長 閉会宣言
- 午後7時00分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、令和6年生駒市農業委員会第3回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

会 長           10番

---

農業委員       8番

---

農業委員       9番

---